


(令和5年2月 特定事業者向けセミナー資料)

## 特定事業者排出量削減計画書制度

# 再エネ報告書制度の施行状況について

本制度は京都府条例に基づき令和4年度の報告から開始されています

京都府 府民環境部 脱炭素社会推進課



# 1. 制度の概要

- 特定事業者による再エネ導入等の取組を促進するため、再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設するとともに、導入等の基準（35%）を設定

## 1. 対象者

京都府地球温暖化対策条例第16条第2項に規定する特定事業者

## 2. 対象事業所

主たる事業所及び前年度のエネルギー使用量が原油換算数量で500kL以上の事業所  
(特定事業者自らが所有する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設又は設備)

## 3. 報告内容

第6条の2様式及び別紙（事業所毎に作成）

○別紙には以下の内容を記載

- ・前年度の使用電力量に占める再エネ電気等の割合と報告年度の目標割合（※）
- ・報告年度の再生可能エネルギーの導入等に関する方針
- ・中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標等に関する目標

※京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針において、「特定事業者がその事業活動に関して取り組むべき再生可能エネルギーの導入等の基準は、当該者の各事業所における1年間の使用電力量に占める再エネ電気等の割合が35パーセント以上であること」と規定しています。（第14条）

## 4. 提出先

京都府府民環境部エネルギー政策課（電子メール）

※京都市域のみに事業所を有する特定事業者の皆様も、提出先は京都府となります。

## 5. 提出時期

7月末までに提出

## 2. 報告書に記載する調達手段

	調達手段	解説
①	事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限り。）	事業所の建物屋根に、 <u>自らが</u> 設置し保有する太陽光発電設備の電気
②	事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限り。）	事業所の建物屋根に、 <u>第三者が</u> 設置し保有する太陽光発電設備の電気（PPA方式）
③	再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路を使用して当該事業所に供給されたもの	事業所敷地外に設置されている太陽光発電設備の電気のうち、 <u>関西電力送配電(株)が維持及び運用する電線路以外</u> を利用して事業所に送電した電気
④	自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送により、当該事業所に供給されたもの	事業所敷地外に設置されている太陽光発電設備の電気のうち、 <u>関西電力送配電(株)が維持及び運用する電線路</u> を利用して事業所に供給された電気
⑤	小売電気事業者から供給された再エネ電気	小売電気事業者が再エネ指定の非化石証書を使用した電気
⑥	再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	グリーン電力証書などを購入



### 3. 2022年度報告結果（2021年度実績）のとりまとめ

- 提出のあった196者の再エネ利用率の平均は8.0%であり、指針で規定する再エネ利用目標（35%）の達成事業者数は12事業所（6%程度）
- 調達方法別では、自家消費（オンサイト）と電力メニューからの調達が中心で、1/4の事業所で自家消費を行っている。

#### ■ 部門別結果（サマリー）

	提出数	再エネ利用割合（平均）	「35%」達成者数
運輸	14	0.9%	0（0%）
業務	82	7.0%	5（6.1%）
産業	100	9.8%	7（7.0%）
全体	196	8.0%	12（6.1%）

#### ■ 各調達手段の活用状況（部門別の事業所数）

	調達手段① 自家消費（オンサイト）	調達手段② PPA（オンサイト）	調達手段③ PPA（オフサイト）	調達手段④ 自己託送（オフサイト）	調達手段⑤ 電力メニュー（証書）	調達手段⑥ 再エネ電力証書購入
運輸	0	0	0	0	2(14%)	0
業務	26(32%)	1(1.2%)	0	0	8(9.8%)	3(3.7%)
産業	22(22%)	4(4.0%)	0	1(1.0%)	12(12%)	2(2%)
全体	48(25%)	5(2.6%)	0	1(0.5%)	22(11%)	5(2.6%)